○環境省令第三十一号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三十五条の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣　中川　雅治

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（指定調査機関の指定の申請） **第一条**　土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壌汚染状況調査等（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。 2　（略） （技術管理者証の交付） **第六条**　（略） 2　技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から三年以内にこれをしなければならない。 （技術管理者証の更新） **第七条**　技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、様式第五による申請書に、更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）（当該更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合にあっては、その旨を当該申請書に記載し、当	（指定調査機関の指定の申請） **第一条**　土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壌汚染状況調査等（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。 2　（略） （技術管理者証の交付） **第六条**　（略） 2　技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。 （技術管理者証の更新） **第七条**　技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、様式第五による申請書に更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講